

議第106号 専決処分の承認について

1 事件の概要

呉市は、グリーンピアせとうちの指定管理者であった株式会社ゆうとぴあセトウチに対し、平成17年10月1日から給水を開始しました。平成24年度12月検針分の水道料金から滞り始め、書面（督促状21回、停水予告状16回、停水執行予告通知書9回）により滞納水道料金の支払を求めましたが、平成28年10月13日以降納入がありませんでした。そのため、催告書（2回）に加え、平成29年8月8日付けの最終催告書により指定管理者負担金未払額及び電気料金相当額と合わせて支払を求めましたが、これにも応じなかったため、もはや自発的に納付する意思がないと判断し、裁判所に訴えを提起したものです。

2 支払を求める水道料金の内訳

区分	調定月	金額
平成27年度分	—	4,700,000円
12月検針	1月	1,881,017円
2月検針	3月	2,818,983円
平成28年度分	—	13,127,548円
8月検針	9月	3,994,265円
10月検針	11月	4,342,215円
12月検針	1月	2,638,234円
2月検針	3月	2,152,834円
平成29年度分	—	3,993,439円
4月検針	5月	1,947,223円
6月検針	6月	2,046,216円
合計		21,820,987円